

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文 目次

○ 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年六月二十四日法律第四十四号）（抄） . . . . . 1

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

○道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年六月二十四日法律第四十四号）（抄）  
附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第一条中道路運送車両法第七条第三項、第十一条、第九十四条の五第七項及び第百五条の二の改正規定、同法第百八条第一号の改正規定（「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める部分に限る。）並びに同法第百九条第一号の改正規定並びに附則第二十一条の規定  
平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日